

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策 介護予防センター利用ガイドライン

このガイドラインは、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」を踏まえ、介護予防センターにおける感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。介護予防センターにおいては、各業種別ガイドラインを遵守し、本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防対策を徹底してください。

【屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント】

感染リスク	感染防止策
接触感染 ・感染者の身体が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスクの増加	・こまめな 手洗い の励行 ・出入口、トイレ等での手指消毒 ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒 ・人と人が 触れ合わない距離 の確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
飛沫感染 ※5 μ m以上の粒子 ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み ※マスクを外す場合（会場での飲食等）には、飛沫飛散が生じ感染リスクの増加	・ マスク着用 （飛沫の飛散は相当程度抑制可能） ・ 演者が発声 する場合には、 舞台から観客の距離を2m 確保 ・ 劇場・ホール内での食事 は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため 自粛 を促す ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
マイクロ飛沫感染 ※5 μ m未満の粒子 ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告	・ 大声を伴うイベント では 隣席との身体的距離の確保 ・同一観客グループ内では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため 換気を強化

※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「11月末までの催物の開催制限等について」の「別紙9」を編集

【エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について】

感染リスク	エビデンス・実績	必要な感染防止策
<p>大声を出す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合唱（演者間の距離） ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染 	<ul style="list-style-type: none"> ○合唱（演者間の距離） ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション 	<ul style="list-style-type: none"> ○合唱（演者間の距離） ・演者やその家族の体調・行動管理 ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保 例：マスク着用時は前後1m 左右50cm, 未着用時は前後2m左右1m等 ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）
<p>食事をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事時の飛沫飛散の実測 	<ul style="list-style-type: none"> ○映画館 ・会話等の発生が生じていない実績 ・食事時の会話厳禁（注意喚起、監視体制等） ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等） ・食事時間の短縮 ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）
<p>参加者の自由行動を伴う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場内での密接・密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性 ・固定席に比べ、接触機会が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション ・感染防止策を講じた実証実験 	<ul style="list-style-type: none"> ○野外ロックフェス、初詣 ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保 ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止 ・大声が発生しないよう注意喚起

※令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」の「別紙7」を編集

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍感し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋外ラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



※令和2年10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会「資料3-4」を抜粋

本ガイドラインは、政府のこれまでの知見を踏まえ、「接触感染」、「飛沫感染」、「マイクロ飛沫感染」に対する「感染防止策」を徹底し、適切に施設を利用していただけるよう示しています。

特に、施設利用等によるクラスターの発生を予防するため、「予約制」の導入、「利用者名簿」の管理、「接触確認アプリ（COCOA）」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」等の利用をお願いします。

1 利用者を実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) マスクの着用

来場する際は必ずマスクを着用してください。

(3) 手洗い、手指消毒

入り口においてアルコール消毒又は石鹸による手洗いを必ずしてください。

(4) 対人距離の確保

受付に並ぶとき、座席に座るとき、活動するときなどは、人と人が接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

(5) コロナ追跡アプリ等の活用

入場する際に入り口に掲示している、「兵庫県新型コロナ追跡システム」のQRコードを読み取って登録してください。（スマートフォン等をお持ちでない方は不要です。）

(6) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(7) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

人と人が接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離（最低

- 1メートル)を確保してください。
また、真正面での飲食や会話をしないようにしてください。

(8) ゴミの廃棄

- ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。
イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。
ウ 飲みきれなかったスポーツドリンク等は持ち帰ってください。

(9) 利用について

- ア 当面の間、予約制にて実施します。
イ 当面の間、おひとりあたりの利用回数の上限について、以下のとおりとします。
運動プログラム：1日1レッスン、週3日まで
トレーニングマシン：1日1枠、週3日まで
ウ トレーニングマシンを利用の際は、呼吸が激しくならないよう、運動強度にご注意ください。
エ トレーニングマシン利用後は、マシンをアルコールで消毒してください。
オ 安全のため、スタッフの指示に従ってください。
カ 利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに介護予防センターに報告してください。

(10) 利用時の留意事項

以下に示す目的で屋内施設を利用される場合には、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

発声・歌唱等を行う演者と参加者の距離は、一定の距離（最低2メートル）を確保してください。

- ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など）
- ・人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じてください。
（対策例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等）
 - ・複数で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化してください。
（対策例：できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど）
- イ 運動を伴う活動（例：卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など）
- ① 呼吸が激しくなるような運動（例：卓球、ダンスなど）
 - ・より一層間隔を空け、運動中は大きな声で会話、応援を行わないようにしてください。
 - ② ①以外の運動（例：ヨガ、踊り、健康体操など）
 - ・人と人との間隔を十分に空け、感染防止対策を講じてください。
 - ・運動中に唾や痰を吐くことを控えてください。
 - ・タオルの共用はしないようにしてください。
- 上記①、②については、対面とならないよう配慮してください。やむを得ず対面となる場合には、より一層の飛沫防止対策を講じてください。

2 施設管理者において実施する事項

(1) 事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入り口などに明示することを徹底

(2) マスク着用の周知・確認

着用した上で来場するよう周知する。マスクをお持ちでない方がおられた場合は、施設管理者にてマスクを準備し、着用率100%となるよう注意喚起を行う。

(3) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置

入口付近にアルコール消毒液等を配置する。

(4) 来場者の体調の確認

ア 自宅で検温をしていただき、37℃以上の発熱がある場合や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、利用をお断りする必要があることを周知する。

イ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃以上の発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合によっては利用をお断りする。

ウ 利用当日の体温や、利用前2週間における咳・喉の痛み等の症状の有無について、利用者に体調チェック表の記載および提出を求めること。

(5) 対人距離の確保

ア 受付等に行列ができる場合には、身体的距離(最低1メートル)の間隔を空けた整列を促す。

イ 運動プログラムを実施する際は、人と人とが接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし、混雑時には、身体的距離(最低1メートル)を空け、互い違いに座るなどの工夫をするよう周知する。

ウ 各室に定められた利用定員数の半分以下を上限として事業を実施する。

エ 運動プログラムは1レッスン15名、トレーニングマシン利用は1枠5名を上限とする。

オ トレーニングマシンの間隔を通常よりも広く設置する、間引きを行うなど、利用者が安心して実施できる間隔を確保すること。

(6) コロナ追跡アプリ等の活用

入り口に「兵庫県新型コロナ追跡システム」のQRコードを掲示し、来場時に、QRコードの読み取り登録を促す。(スマートフォン等をお持ちでない方は、不要。)

(7) 窓口での感染防止策

ア 対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。

イ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。

(8) 換気

原則30分に1回5分程度、及びプログラムの入替えの際に換気を行うこと。

(9) 館内の消毒

開館前、閉館後及びプログラムの入替えごとに、アルコールで館内及び器具の消毒を行う。

(10) 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

ア 人と人とが接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし混雑時には、身体的距離(最低1メートル)を確保するとともに真正面での飲食や会話をしないよう掲示するなどして周知する。

イ 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的にアルコールで消毒する。

ウ 飲み切れなかったスポーツドリンク等を持ち帰るよう周知する。

(11) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。

ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。

(12) プログラム内容について

ア トレーニングマシン利用者について、使用後の消毒や運動強度等のルールを徹底できるよう、随時スタッフによる見守り・声掛けを行うこと。

イ 運動プログラムのみの実施について、1レッスン30分程度とし、呼気の激しくならない静かな運動内容とする。

ウ 利用は予約制とし、1人あたりの利用回数には上限を設ける。

(13) 利用時の留意事項

以下に示す目的で屋内施設を利用される場合には、利用定員数の半分以下を上限とした人数での利用になることに留意する。

また、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化が必要であることを周知する。

発声・歌唱等を行う演者と参加者の距離は、一定の距離（最低2メートル）を確保するよう周知する。

ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など）

・人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じること。

（対策例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等）

・複数で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化すること。

（対策例：できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど）

イ 運動を伴う活動（例：卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など）

① 呼気が激しくなるような運動（例：卓球、ダンスなど）

・より一層間隔を空け、運動中は大きな声で会話、応援を行わないようにすること。

② ①以外の運動（例：ヨガ、踊り、健康体操など）

・人と人との間隔を十分に空け、感染防止対策を講じること。

・運動中に唾や痰を吐くことを控えてください。

・タオルの共用はしないようにしてください。

上記①、②については、対面とにならないよう配慮すること。やむを得ず対面となる場合には、より一層の飛沫防止対策を講じること。

(14) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

ア 速やかに別室へ移し、隔離する。

イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。

ウ 発熱等受診・相談センター（帰国者・接触者相談センター）に連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

3 その他

(1) 利用者名簿の作成

感染者が出た場合に感染経路の特定を可能にするための措置として、施設利用者の名簿（氏名・連絡先が分かるもの）を作成する。

また、名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者（代表者）から芦屋健康福祉事務所など公的機関へ提出することを明示しておく。

〔改定年月日〕

令和2年6月24日改定

令和2年7月27日改定

令和2年9月19日改定

令和2年12月1日改定

令和3年1月13日改定

(1月18日適用)

令和3年3月4日改定

(3月8日適用)

令和3年5月10日改定

(5月12日適用)